

子育て世帯へのお知らせ

問合せ こども支援課 ☎(42)8454

■ 児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況(所得状況)届の提出について

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している人は、毎年度、現況(所得状況)届の提出が必要です。つぎの期間内に提出してください。

※提出がない場合、11月分(児童扶養手当)、8月分(特別児童扶養手当)以降の手当が受給できなくなります。

- 日 時 ① 8月2日(水)～4日(金)午前9時から午後4時まで(正午～午後1時を除く)
② 8月5日(土)午前9時～正午

場 所 ① ウェルス幸手2階研修室、② こども支援課窓口

※期間内にお手続きが困難な人は、土曜・日曜・祝日を除く、8月1日(火)～31日(木)に、こども支援課窓口へ。

■ 子育て世帯生活支援特別給付金

支給額 児童1人あたり一律5万円

対 象 つぎの①～⑤のいずれかに該当する人

- ・低所得のひとり親世帯
 - ① 令和5年3月分の児童扶養手当が支給されている人(申請不要)
 - ② 公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(要申請)
- ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。
- ③ 食費などの物価高騰の影響により、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(要申請)
- ・そのほか低所得の子育て世帯
 - ④ 幸手市から令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」を受給された人(申請不要)
 - ⑤ 平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童(特別児童扶養手当支給対象児童については20歳未満)を養育している人であって、直近の家計が急変し、収入が住民税非課税相当の収入となった人(要申請)

要申請の人の給付金の申請手続き

- ②に該当する人
案内通知を郵送しますので、必要書類を提出してください。
- ③、⑤に該当する人
市ホームページをご確認のうえ、必要書類を提出してください。

水は生命を維持するための必要な資源
節水にご協力ください

水需要の最盛期を迎え、各地で水不足が心配される季節となりました。ご家庭においても、一人ひとりが限りある資源「水」を上手に使用して節水を心がけましょう。

水不足(漏水)により予想される影響

- ・水道水を送り出す圧力を下げる減圧給水
- ・夜間の断水
- ・給水車などでの時間給水

断水による影響

- ・家事をする時間の大幅な制限
- ・消火活動や医療活動への影響
- ・入浴、洗濯、食生活への影響
- ・衛生状態の悪化による食中毒などの発生

水の上手な使い方

- ・お風呂の残り湯は、洗濯、洗車、植木への散水などに。
- ・シャワーの流しっぱなしはやめましょう。シャワーより浴槽にためて使ったほうが節水になります。
- ・食器や調理器の油分は新聞紙などで拭いてから洗うと、節水につながります。

日頃の節水が最も大切です。ちょっとした心がけで節水ができますので、ご家庭の状況に応じて工夫してみてください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0051

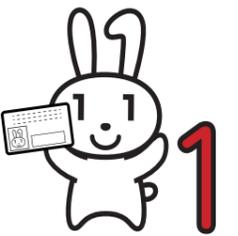
予約不要!

マイナンバーカード郵送受取 臨時受付窓口の開設

問合せ 市民課 ☎(43)1111 内線 129

現在、マイナンバーカードの受取りは、予約制です。9月末(マイナポイント申請期限)に向けてご予約が殺到することが予想されることから予約不要の臨時窓口を開設しますので、ぜひ、ご利用ください。なお、カードの受取りは郵送(本人限定受取郵便)になります。

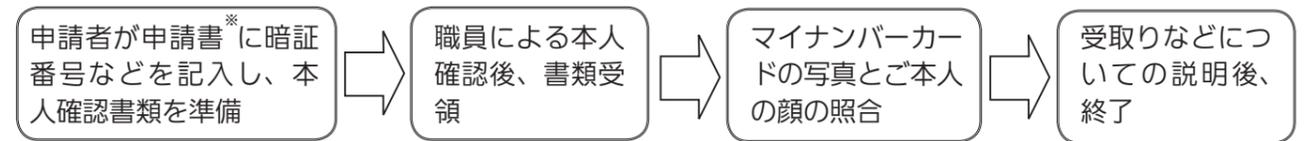
場 所	ウェルス幸手エントランスホール	受 付	先着順(申込み不要)
対 象	つぎのすべてに該当する人 ・マイナンバーカードを初めて受け取る人 ・「交付通知書」(ハガキ)が届いている人 ・本人が来場できる人 ※申請者が15歳未満の場合、本人と親権者の来場が必要です。		8月19日(土)、9月2日(土) 午前8時30分～正午、午後1時～3時30分 ※1日でお受けできる人数を超えた場合、時間内でも受付を終了する場合があります。
持ち物	① 交付通知書(ハガキ) ② 個人番号通知カード(平成27年ごろ送付された紙のカード) ※紛失した人は、当日受付でお伝えください。 ③ 本人確認書類(下記一覧を参照)		
	・申請者が15歳以上の場合 区分A 1点または区分B 2点	・申請者が15歳未満の場合 申請者本人 区分A 1点または区分B 2点 親権者 区分A 2点または区分A 1点+区分B 1点	



【本人確認書類一覧】

区分	書 類
A	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの) ・パスポート ・療育手帳 ・住民基本台帳カード(写真付) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード(写真付) ・特別永住者証明書(写真付) など
B	<p>下記のうち、「氏名+生年月日」または「氏名+住所」の記載(住民登録の氏名が漢字表記の場合は漢字)があるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・医療受給者証 ・介護保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・自立支援医療受給者証 ・診察券(氏名などが刻印または印字してあるもの) ・生活保護受給者証 ・新型コロナウイルスワクチン予防接種済証(接種済証明があるもの) ・社員証 ・学生証 ・母子健康手帳 など

当日の流れ



※事前に記入したい人のために、申請書様式を8月10日(木)に市ホームページに掲載します。

注意事項

- ① この臨時窓口では、マイナンバーカードのお渡しはできません。
- ② 本人限定受取郵便(特例型・転送不要)で郵送します。
※受取りの際に本人確認書類を提示することで、申込者本人に限り受け取ることができる郵便物のこと
- ③ お手元に届くまで2週間程度かかります。
- ④ 暗証番号は、お預かりした用紙をもとに職員がカードに設定します。